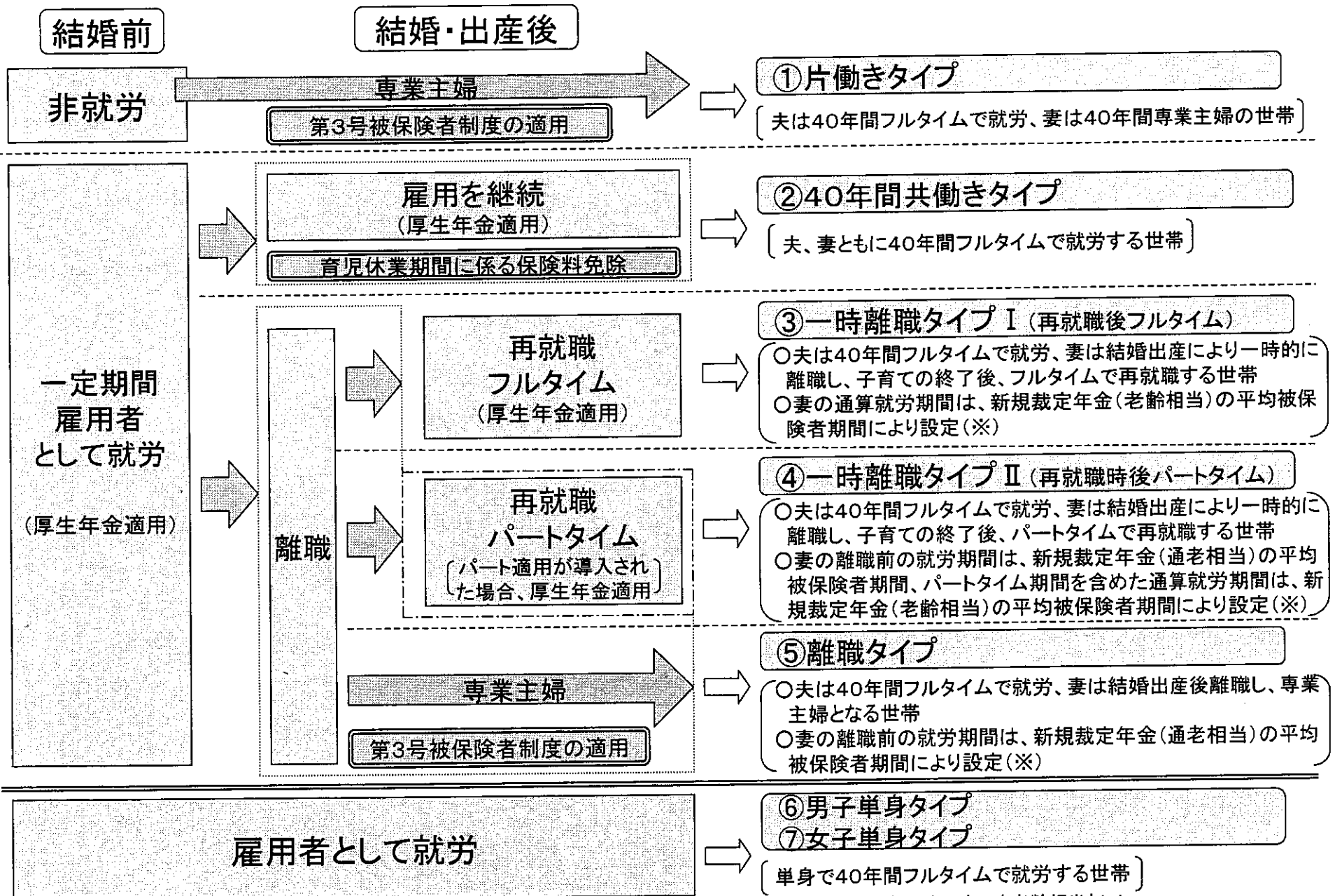


女性のライフスタイルに応じた世帯別の老齢年金額(仮定計算)



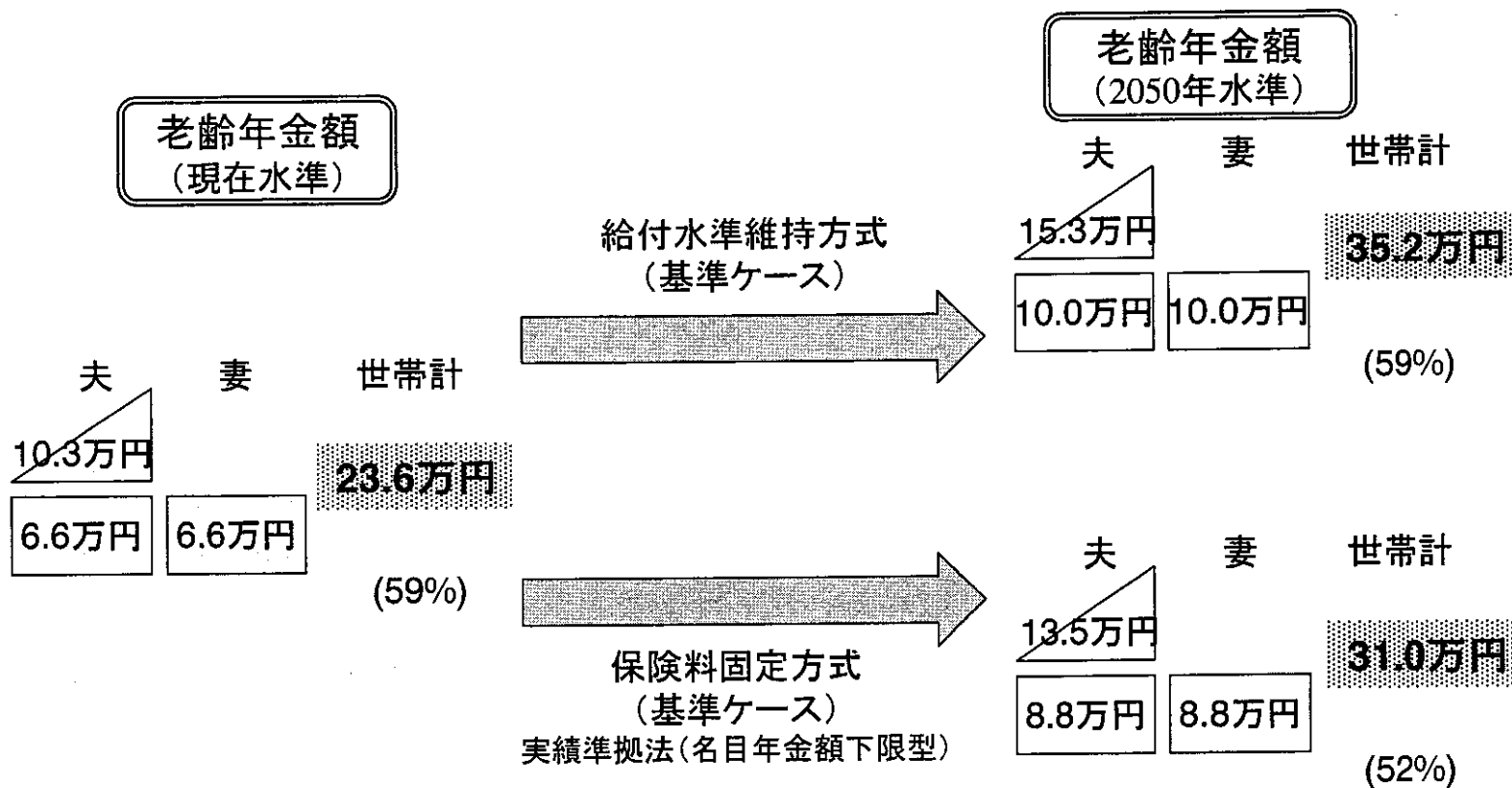
(※) 老齢厚生年金のうち、被保険者期間が20年以上、または中高齢特例の適用を受けている被保険者期間15年以上のものを老齢相当といい、老齢厚生年金のうち老齢相当以外のものを通老相当という。

①片働きタイプ

○ 夫は40年間フルタイムで就労、妻は40年間専業主婦の世帯

〈賃金の前提〉

・夫の手取り総報酬額(月額換算)は現時点で40.1万円、2050年時点で59.8万円(物価で割り戻したもの)



注1 現水準の夫の年金額は、平成12年改正における標準的な年金額に使用した平均標準報酬36.7万円を用いて計算

注2 2050年時点の年金額及び手取り総報酬額は、現水準のものを「方向性と論点」の前提を用いてスライドさせ算出。

注3 2050年時点の金額は、2050年時点の名目額を物価で現在価値に割り戻したもの。

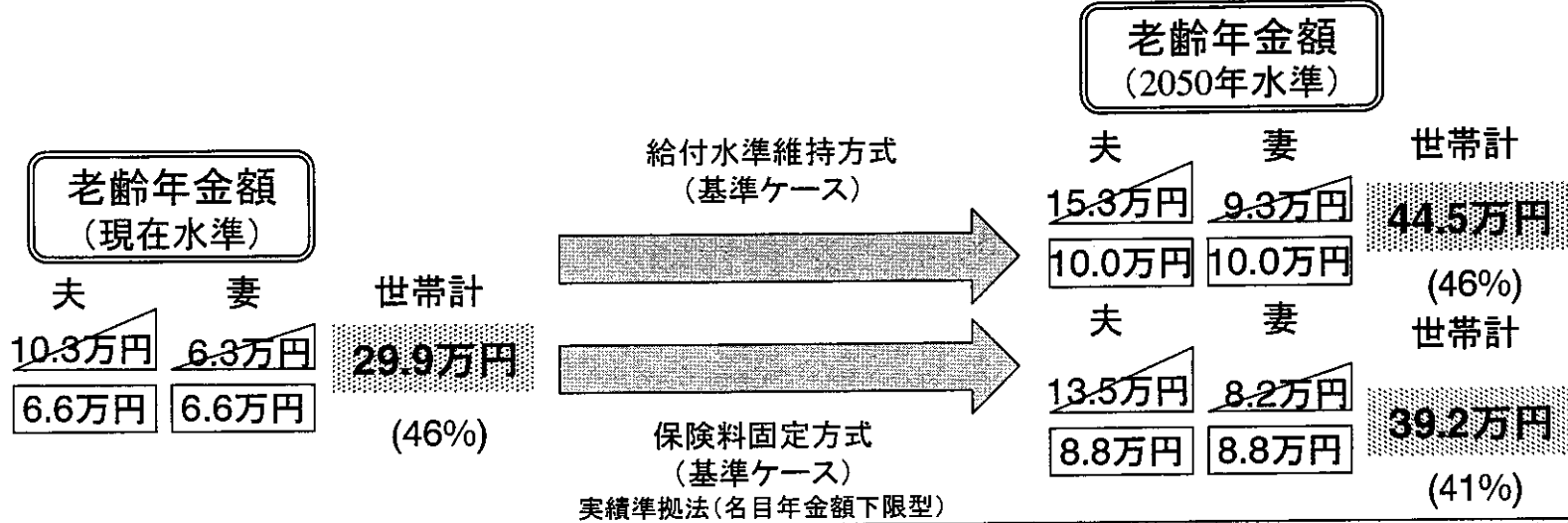
注4 カッコ内の数値は世帯の現役時代の手取り総報酬額(月額換算値)に対する年金額の割合。

②40年間共働きタイプ

○ 夫、妻共に40年間フルタイムで就労する世帯

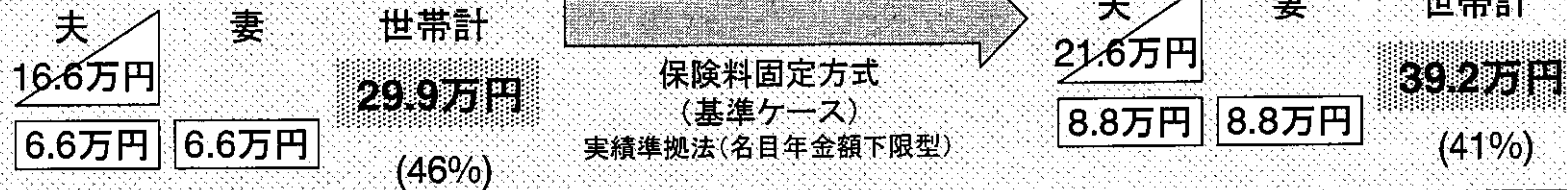
〈賃金の前提〉

- ・夫の手取り総報酬額(月額換算)は現時点で40.1万円、2050年時点で59.8万円(物価で割り戻したもの)
- ・妻の手取り総報酬額(月額換算)は現時点で24.4万円、2050年時点で36.4万円(物価で割り戻したもの)



(参考)世帯所得が同額の片働きタイプ
(手取り総報酬額の月額換算(現在水準) 夫64.5万円)

世帯所得が同じ共働き世帯と片働き世帯は年金額、現役世代の手取り報酬額に対する年金額の割合とも等しくなる



注1 現在水準の夫の年金額は、平成12年改正における標準的な年金額に使用した平均標準報酬36.7万円、妻の年金額は、平成12年度の女性被保険者の平均標準報酬22.3万円を用いて計算

注2 2050年時点の年金額及び手取り総報酬額は、現在水準のものを「方向性と論点」の前提を用いてスライドさせ算出。

注3 2050年時点の金額は、2050年時点の名目額を物価で現在価値に割り戻したもの。

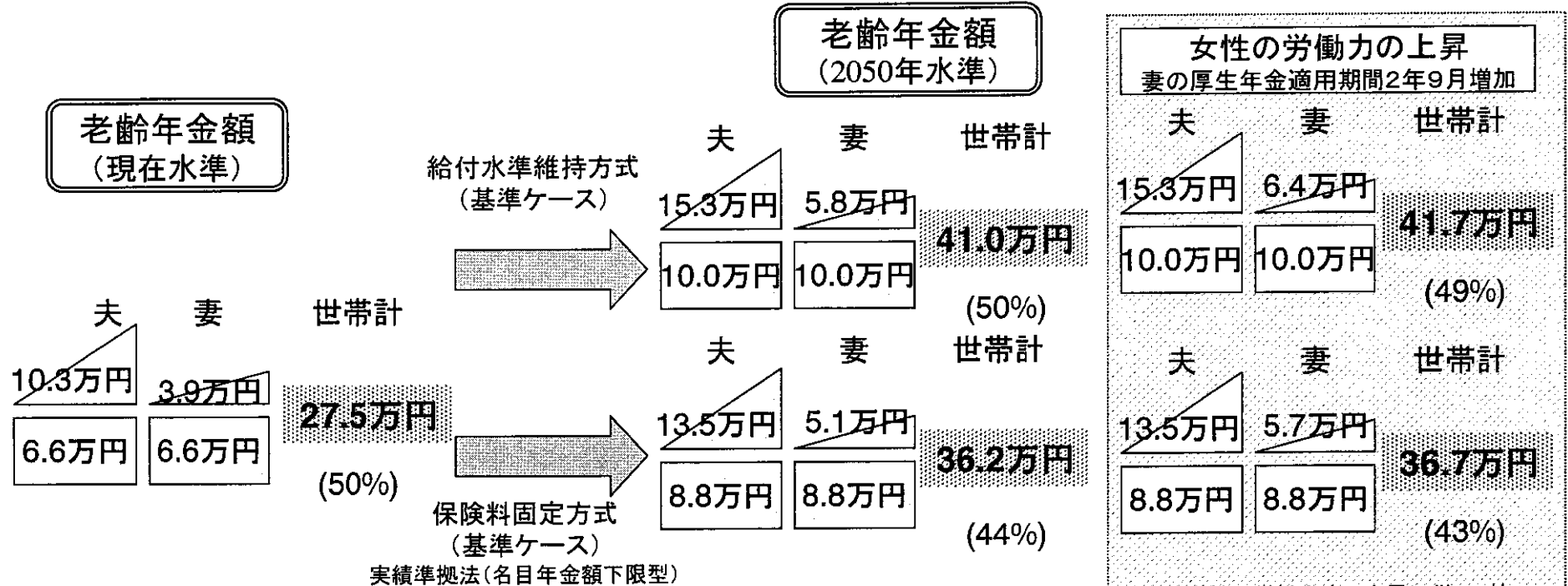
注4 カッコ内の数値は世帯の現役時代の手取り総報酬額(月額換算値)に対する年金額の割合。

③一時離職タイプ I (再就職後フルタイム)

- 夫は40年間フルタイムで就労、妻は結婚出産により一時的に離職し、子育ての終了後、フルタイムで再就職する世帯
- 妻の通算就労期間は新規裁定年金(老齢相当)の平均被保険者期間(平成12年度:25年)により設定

〈賃金の前提〉

- ・夫の手取り総報酬額(月額換算)は現時点で40.1万円、2050年時点で59.8万円(物価で割り戻したもの)
- ・妻の手取り総報酬額(月額換算)は現時点で24.4万円、2050年時点で36.4万円(物価で割り戻したもの)



注1 現在水準の夫の年金額は、平成12年改正における標準的な年金額に使用した平均標準報酬36.7万円、妻の年金額は、平成12年度の女性被保険者の平均標準報酬22.3万円を用いて計算

注2 2050年時点の年金額及び手取り総報酬額は、現在水準のものを「方向性と論点」の前提を用いてスライドさせ算出。

注3 2050年時点の金額は、2050年時点の名目額を物価で現在価値に割り戻したもの。

注4 2050年水準の女性の労働力率が上昇した場合の妻の厚生年金適用期間は、「労働力率の見通し(平成14年、職業安定局推計)」における65歳未満の労働力率が11%上昇していることから、厚生年金適用期間も11%増加するとして算出したもの。

注5 現役世代の手取り総報酬に対する年金額の割合を算定する場合の妻の手取り総報酬額は、上記の額に「厚生年金の適用月数/480」を乗じたものとしている。

注6 カッコ内の数値は世帯の現役時代の手取り総報酬額(月額換算値)に対する年金額の割合。

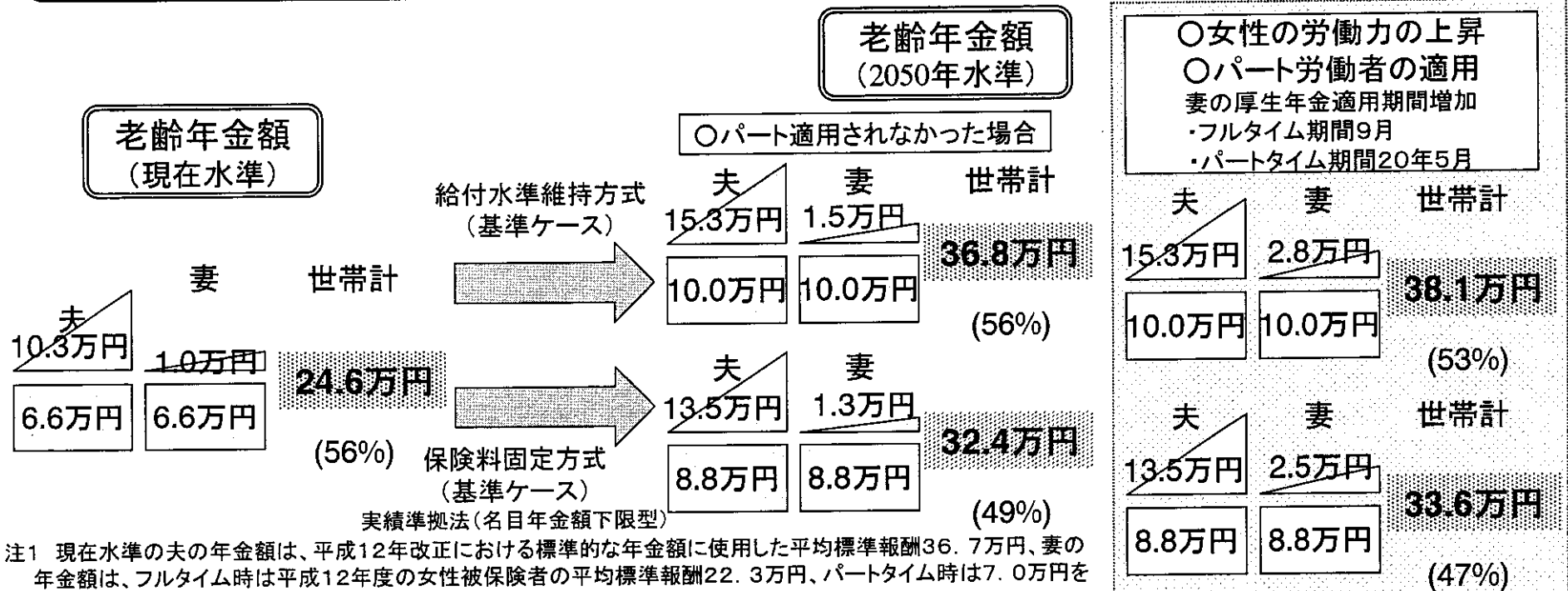
※女性の労働力率の上昇に従い、被保険者期間が延びて年金額は増加するが、現役時代の賃金が増加するため、現役世代の手取り総報酬に対する年金額の割合は低下する。

④一時離職タイプⅡ(再就職後パートタイム)

- 夫は40年間フルタイムで就労、妻は結婚出産により一時的に離職し、子育ての終了後、パートタイムで再就職する世帯
- 妻の離職前の就労期間は新規裁定年金(通老相当)の平均被保険者期間(平成12年度:6年7月)、パートタイム期間を含めた通算就労期間は、新規裁定年金(老齢相当)の平均被保険者期間(平成12年度:25年)により設定

〈賃金の前提〉

- ・夫の手取り総報酬額(月額換算)は現時点で40.1万円、2050年時点で59.8万円(物価で割り戻したもの)
- ・妻のフルタイム就労時の手取り総報酬額(月額換算)は現時点で24.4万円、2050年時点で36.4万円(物価で割り戻したもの)
- ・妻のパートタイム就労時の手取り総報酬額(月額換算)は現時点で7.0万円、2050年時点で10.4万円(物価で割り戻したもの)



注1 現在水準の夫の年金額は、平成12年改正における標準的な年金額に使用した平均標準報酬36.7万円、妻の年金額は、フルタイム時は平成12年度の女性被保険者の平均標準報酬22.3万円、パートタイム時は7.0万円を用いて計算

注2 2050年時点の年金額及び手取り総報酬額は、現在水準のものを「方向性と論点」の前提を用いてスライドさせ算出。

注3 2050年時点の金額は、2050年時点の名目額を物価で現在価値に割り戻したもの。

注4 パート適用した場合の年金額は、パートタイム期間の賃金7万円(現在水準)を用い、本人給付維持として計算。

注5 2050年水準の女性の労働力率が上昇した場合の妻の厚生年金適用期間は、「労働力率の見通し(平成14年、職業安定局推計)」における65歳未満の労働力率が11%上昇していることから、厚生年金適用期間も11%増加するとして算出したもの。

注6 現役世代の手取り総報酬に対する年金額の割合を算定する場合の妻の手取り総報酬額は、上記の額に「厚生年金の適用月数/480」を乗じたものとしている。

注7 カッコ内の数値は世帯の現役世代の手取り総報酬額(月額換算値)に対する年金額の割合。

※女性の労働力率の上昇及びパート適用に従い、被保険者期間が延びて年金額は増加するが、現役時代の賃金が増加するため、現役世代の手取り総報酬額に対する年金額の割合は低下する。